

CONEQ™ソフトウェア使用許諾契約書

重要：以下のライセンス契約書を注意してお読みください。CONEQ™ソフトウェアのいかなる部分をインストールもしくは使用する事により、お客様が下記の全ての使用許諾契約（以下「本契約書」といいます）に合意された事とみなします。本契約書は、お客様（個人または法人のいずれかを問いません）と、Real Sound Lab SIA 並びにその系列会社（お客様のお住まいの国の現地法人）との間に締結される法的な契約書です。本契約書を別途書面で必要な場合（部分的、全体のいずれも）、Real Sound Lab SIA との間で直接別途契約を交わす事が可能です。

本契約書の条項に同意されない場合、Real Sound Lab SIA はお客様に本ソフトウェア製品のインストール、並びに使用のいずれも許諾できません。そのような場合、本製品並びにそれに付随する製品を未開封の状態で購入元にご返品下さい。ご購入金額の返金を行います。もしご購入日から 30 日以内にご返却を頂かない場合、お客様は本契約書の全ての項目について合意された事とみなします。

Real Sound Lab SIA は本製品の全ての著作権並びに知的財産を保有しています。本ソフトウェア製品は許諾されるもので、販売されるものではありません。

Real Sound Lab SIA はお客様に対し本契約書に基づいてのみ製品のダウンロード、インストレーション、または保有する知的財産の使用をすることができます。

本契約書における「本ソフトウェア製品」とは、インターネットでのダウンロード、並びに本契約書と一緒に送られた CD または USB メモリにて供給されるソフトウェアを意味します。

本ソフトウェア製品では、本ソフトウェア製品の不正コピーを防ぐために製品アクティベーション並びに他の不正コピー防止技術が使用されている場合があります。お客様が適切なインストレーション、アクティベーション、並びにライセンスマネジメプロセスを行わない場合、ソフトウェア製品の使用ができません。製品アクティベーション並びにライセンスマネジメントにつきましては、www.realsoundlab.com 内をご覧ください。

1. 知的財産権

本ソフトウェア製品、付属のマニュアル等の文書、その他付随する文書についての知的財産権は、Real Sound Lab SIA またその供給者が有するものです。本ソフトウェア製品の構造、コードは全て Real Sound Lab SIA または供給者の企業秘密情報です。本ソフトウェア製品並びに付随するすべての文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律並びに条約により保護されています。本ソフトウェア並びにコピー、変更、翻訳、その合併された部分の所有権は全て Real Sound Lab SIA またはその供給者にあります。本契約書はお客様に知的財産の譲渡を合意するものではなく、全ての知的財産権は Real Sound Lab SIA 並びにその供給者に帰属します。

2. ライセンスの許諾

ライセンスが許諾された場合、お客様は本契約書に則つてのみ本ソフトウェア製品を使用する事ができます。本ソフトウェア製品はコンピュータの一時または永久メモリにロードして使用する事ができます。本ライセンスは Real Sound Lab SIA による事前の書面による合意書がない限り、第3者への譲渡をする事はできません。合意書なき譲渡は無効となります。

お客様は本ソフトウェアのコピー1部を保有もしくはリースしている特定のコンピュータ（以下、「本コンピュータ」と言う）でのみ、使用する事ができます（USB メモリでのソフトウェア製品供給の場合を除く）。ネットワークステーションにて本ソフトウェア製品をご使用の場合は、そのうちの1台のコンピュータのみで使用が可能です。その他のコンピュータでの使用には、追加のライセンス購入が必要です。全てのソフトウェア製品のコピーには著作権、トレードマーク、特許告知が含まれております。

このライセンスはお客様個人に対するものです。第3者に対し本ソフトウェア製品並びにそれに付随する文書をライセンス提供、リース、販売、または譲渡する事はできません。本ソフトウェアはお客様が個人の場合は個人的使用、ビジネスの場合は社内での業務目的のみで使用することができます。

バックアップコピー：

ライセンス契約に基づくコピーの他に、お客様は本ソフトウェアのバックアップコピーを1部に限り作成する事ができます。また、お客様はそのバックアップコピーを保存する事は出来ませんが、これを本コンピュータ上の本ソフトウェア製品を復元する以外の目的で使用することはできません。

アップデートとサポート：

お客様にはソフトウェア製品文書に記載された技術サポートを受けられる権利があります。お客様は Real Sound Lab SIA が必要に応じて提供するソフトウェア製品のアップデート（Real Sound Lab SIA が www.realsoundlab.com にて一般的に提供するパッチ、バグ修正ファイルを含む）を受けられる権利があります。

ソフトウェア製品のアップデートを受けるには、お客様が有効な該当製品のライセンスを保有している必要があります。

3. 禁止事項

お客様が本ソフトウェア製品をコピーする事は禁止されています：コピーされる全てのソフトウェア製品には同一のコピーライト、並びに他の知的財産権の明記がソフトウェア製品上もしくはソフトウェア製品内に明記されている必要があります。

改造の禁止：お客様が本ソフトウェア製品を改造、他の製品への適合、並びに変換する事は禁止されています。また、お客様による本ソフトウェアのソースコード解析目的のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル作業は禁止されています。

構成部分分離の禁止：本ソフトウェア製品には複数のアプリケーション、ユーティリティ、及びコンポーネントが含まれており、複数のプラットフォームや言語をサポートしている可能性があります、本ソフトウェア製品は1つの製品として1つのコンピュータ上で使用する事を目的に製作、提供されています。本ソフトウェア製品内の全てのコンポーネントが必要無い場合においても、それら構成部分を分離したり、分離し複数のコンピュータで使用する事はできません。

お客様が配布、転送、再販目的で構成部分を分離する事も禁止されています。

譲渡の禁止：お客様が本ソフトウェア製品をレンタル、リース、再販売、サブライセンス、譲渡、または第三者（個人、法人を問わず）のコンピュータにコピーする事は禁止されています。

但し、以下の条項を満たした場合、お客様は恒久的に本ソフトウェア製品に関する全ての権利を譲渡する事ができます。

(a) 次の項目を譲渡した場合：(i) 本契約 (ii) シリアル番号、コピー、アップグレード、アップデートを含む全てのソフトウェア製品並びにバンドルもしくはプレインストールされているハードウェア

(b) お客様がアップグレード、アップデートまたはコピー（コンピュータに保存されているバックアップコピー）を保持しない

(c) 譲渡先が本契約書内容全て、並びにお客様が本ソフトウェア製品に対するライセンス使用権を購入された際のその他契約条項全てに対し同意された場合。譲渡に際し、事前に Real Sound Lab SIA はお客様ならびに譲渡先に対し本契約書に対する合意確認書並びにお客様情報を書面にて要求する場合があります。

4. ライセンスに対する遵守

お客様が企業または組織に所属し、その中で本ソフトウェア製品をご使用になる場合、Real Sound Lab SIA もしくはその関連会社から要請を受けた場合、お客様は30日以内にソフトウェア製品の一部もしくは全てを有効なライセンス契約事項に基づき適切に使用している事を文書にて証明する事に致します。

5. オンラインサービス

本ソフトウェア製品は Real Sound Lab SIA もしくはその系列会社によって維持されるウェブサイトによる商品提供、情報提供、並びにソフトウェアとサービスの提供に頼る場合があります。お客様のこれらのウェブサイトへのアクセス並びに使用は、ご利用条件、状況、並びに断り書きに基づき管理されます。

Real Sound Lab SIA は、いかなる理由においてもそれらのウェブサイト並びにオンラインサービスを修正もしくは停止する権限を有しています。

Real Sound Lab SIA は、第三者により提供されるウェブサイト並びにオンラインサービスをコントロールまたは支持せず、責任を負わないものとします。

ウェブサイトやオンラインサービスに関連するお客様と第三者の全ての取引については（商品やサービスの支払い、納入、取引条件、保証、その他関連事項を含む）、全てお客様と第三者との間のみで交わされる事とします。

6. 保証

本ソフトウェア製品の CD 媒体や eLicenser USB デバイスの製造上、並びに構造上の欠陥が認められる場合、購入を証する領収書またはその写しの提示・確認後に限り、ご購入日より12ヵ月間は無償での交換を行う事とします。その他の期間における eLicenser USB デバイスの不具合については、リアルサウンドラボ社にて故障の確認後、有償交換を行う事とします。尚、本規定該当外の場合は、リアルサウンドラボ社は一切の保証を致しかねます。

リアルサウンドラボ社は、eLicenser USB デバイスの紛失、盗難等による責任は一切負わない事とします。eLicenser USB デバイスの紛失、盗難時は、リアルサウンドラボ社は eLicenser USB デバイス内に保存されているライセンスキーをブロックする権利を有します。eLicenser USB デバイス内のライセンスの交換は一切できません。

7. 損害に関する免責

いかなる場合においても、Real Sound Lab SIA の責任はお客様が本ソフトウェア製品に対しライセンスフィーとして支払われた金額を超えないものとします。

制限保証内における購入金額の返金時を除き、Real Sound Lab SIA またはそのサプライヤーはいずれもいかなる場合において、本ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能によって生じる特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害、またはその他の一切の損害（直接的、間接的、特別、付随的、または結果的に生じる損害、逸失利益、事業の中断、機密情報もしくはその他の情報の喪失を含むが、これらに限定されません）に対し、Real Sound Lab SIA の過誤、不法行為（過失を含む）、無過失責任、契約違反または保証違反の場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

お客様が居住されている国がこれら結果的または付随的損害に対する責任の除外または制限を認めない場合、上記責任制限は適用されない場合があります。

8. 放棄の禁止

双方いずれかの特定の事情における本契約書の特定部分への非合意は、本契約書に対する放棄対象とはなりません。そのような場合においても残りの契約事項は履行される事が、その他の状況においてはいくつかまたは全ての契約事項は後に履行される場合があります。

9. 完全な合意

本契約書は、主題に関連しお客様と Real Sound Lab SIA 間の完全な合意を構成します。本契約は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。本ライセンスに関連する全ての訴訟はカリフォルニア州の裁判所のみにおいて行われます。例え本契約書の一部が無効状態な場合においても、残りの契約内容は有効とし、常に履行される事とします。

本契約書に関して不明な点がございましたら、Real Sound Lab SIA の子会社であるリアルサウンドラボ・ジャパン株式会社まで書面でご連絡頂く様お願い致します。

〒185-0022 東京都国分寺市東元町 3-6-13
リアルサウンドラボ・ジャパン株式会社